

毎週火、金曜日発行（但休日と当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物指定

鳥取県公報

目次

- ◇告示 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
家畜伝染病予防法による牛の結核病検査等の実施
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 診療報酬点数表（甲）を採択した保険医療機関
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による指定医療機関の廃止の届出
- 基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- 基準看護、基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- 肥料の検査結果

◇人委規則

職員の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

田後漁業協同組合の整備計画樹立のための指定日

告示

鳥取県告示第二百二十三号

東伯郡東伯町大字福永 小谷輝雄ほか二十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年四月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇公告

理容師試験及び美容師試験の実施

◇正誤 昭和三十九年三月三十一日付け鳥取県規則第二十五号中訂正

鳥取県告示第二百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ症検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石、破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症予防のため

二 実施の医域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛・搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの分娩前一ヶ月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管

凝集法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

一 実施の期日 実施の区域 実施の場所

四月十七日 四月二十日 江府町 宮市原、杉谷検診場

〃 二十一日 〃 二十四日 〃 吉原、佐川 〃

〃 二十四日 〃 二十七日 日野町 中菅 〃

〃 二十五日 〃 二十八日 〃 舟場、三谷、安原 〃

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

四月 十七日 江府町 池の内、宮市原検診場

〃 〃 溝口町 金屋谷、宮原 〃

〃 二十二日 〃 〃 二部、福岡 〃

〃 三十日 〃 〃 大内、大瀧 〃

肝てつ検査

実施期日 実施区域 実施場所

四月 十七日 船岡町 大伊 検診場

〃 二十日 郡家町 上私都 〃

〃 二十一日 〃 中私都、下私都 〃

〃 二十二日 〃 大御門 〃

〃 二十三日 〃 郡家 〃

〃 二十四日 〃 国中 〃

肝てつ駆除のための投薬

実施期日 実施区域 実施場所

四月 十八日 船岡町 大伊 検診場

〃 二十二日 郡家町 上私都、中私都 〃

〃 二十三日 〃 下私都、大御門 〃

〃 二十五日 〃 郡家、国中 〃

鳥取県告示第二百二十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石、破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十九年 山田 医院 岩美郡国府町宮の下六十七

三月四日 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

三月三十一日 〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第二百二十六号

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間において、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき診療報酬点数表（甲）を採択した保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 記 号 番 号	名 保 險 称	医 所 療 機 在 関	地 開 設 者 氏 名
取医 一	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一	日本赤十字社
二	国立鳥取療養所	三津八一六	厚生省
三	鳥取保健所	二階町四丁目	鳥取県
四	鳥取県立中央病院	吉方二六五	鳥取市
五	鳥取市立病院	古市一	鳥取紡績株式会社
一四	鳥取紡績（株）診療所	立川町五丁目	
三七	渡辺病院	東町三四七	渡辺 元
七二	上田病院	一七七の二	上田 治
七三	小松内科	今町一丁目七四三	小松 邦光
七四	幡 病院	吉方二五一の一	幡 美枝子

八一	小松医院	今町二丁目	小松 邦美
八七	鳥取県職員診療所	東町一丁目二二〇	鳥取県
米医 一	国立米子療養所	米子市皆生	厚生省
二	米子保健所	角盤町二丁目	鳥取県
六	医療法人養和会広江病院	上後藤三二	医療法人養和会
八	鳥取大学医学部附属病院	西町三六の一	文部省
五二	医療法人育生会高島病院	六	医療法人育生会
六九	皆生病院	西福原一、五九八の一	近藤 務
八三	米子病院	日原三四八	松本 久
八四	鳥取県立整肢学園	上福原定北浜沖開	鳥取県
八五	労災福祉事業団山陰労災病院	皆生一、四八〇	労災福祉事業団
八六	医療法人同愛会博愛病院	加茂町一丁目	医療法人同愛会
岩医 一	国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町大字奥谷	厚生省
四	岩美町国民健康保険直営浦富病院	岩美町大字浦富六四五	岩美町
八医 一	那家保健所	八頭郡那家町那家	鳥取県
二	国民健康保険直営智頭病院	智頭町智頭一、八七五	智頭町
二五	柿田医院	那家町那家二五八	柿田 正広
気医 二	浜村保健所	気高郡気高町八幡	鳥取県

- 倉医 二 倉吉保健所 倉吉市広瀬町
- 四 医療法人仁厚会倉吉病院 山根
- 四五 清水整形外科病院 宮川町一二九
- 五三 米増病院 米増 保
- 五八 鳥取県立厚生病院 下田中字東志貝手三四三
- 境医三〇 鳥取県共済会境港病院 境港市米川町四七 社会福祉法人恩賜財団済生会 支部鳥取県済生会
- 東医 一 国立三朝療養所 東伯郡三朝町大字山田六九〇 厚生省
- 二 岡山大学医学部附属病院三朝分院 文部省
- 七 赤碓町国民健康保険以西診療所 赤碓町大字宮木三二六 赤碓町
- 一三 赤碓町国民健康保険直営赤碓診療所 赤碓
- 西医 一 西伯町国民健康保険直営西伯病院 西伯郡西伯町 西伯町
- 日医 一 根雨保健所 日野郡根雨町根雨 鳥取県
- 三一 日南町国民健康保険日南病院 日南町生山一、五一一の三 日南町

鳥取県告示第二百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

指定年月日	名	称	所	在	地	診療科名	開設者名
昭和三十九年四月十四日		鳥取県知事	石	破	二	朗	
昭和三十九年一月一日	西本医院		八頭郡船岡町見櫛中一五三の一〇		内科	西本 徹郎	
二月一日	遠藤		日野郡江府町江尾一、九八六		内科、外科、皮膚科	遠藤 正人	
一月二十二日	大津		倉吉市福吉町一、三八九の五		内科、小児科	大津 鎮雄	
九月一日	私都診療所		八頭郡那家町字麻生		内科	岸本 政嘉	
一月一日	鳥取県立厚生病院		倉吉市下田中字東志貝手三四三		内科、小児科、整形、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、理学療法科	石破 二期	
二月一日	株式会社乾薬局		鳥取市吉方二七〇		薬局	乾 敏彦	
	角尾薬局		賀露町一、〇四七			角尾 静恵	
	福本薬局		東品治町一〇の一			福本 政徳	
	平井薬局駅前店		今町二丁目一〇二			平井 義人	
	吉田一陽堂駅前薬局		東品治町三八八			吉田 太一	
	谷岡薬局		一一四の一			谷岡 勉	

鳥取県告示第二百二十八号
 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	廃止理由	廃止年月日
船岡町国民健康保険 除俣診療所	八頭郡船岡町大字見槻中一五三の一〇	全科	譲渡	昭和三十九年十二月三十一日
鳥取県立厚生病院	倉吉市越殿町一、四〇八番地	内科、小児科、外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、眼科、理学診療	新築移転	三十八年十二月三十一日
乾 薬局	鳥取市立川町四丁目二二九	薬局	新規開設のため	三十九年一月三十日

鳥取県告示第二百二十九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十八年六月一日承認した基準給食及び昭和三十八年六月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準給食		基準寝具		採用点数表	承認年月日
		承認番号	対象	承認番号	対象		
北垣胃腸科病院	鳥取市疋丁町	第八号（食）	一般四病棟 五三床	第七号（寝）	一般四病棟 五三床	乙表	昭三九、三、一

鳥取県告示第二百三十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十六年四月一日承認した基準看護、昭和三十六年四月一日承認した基準給食及び昭和三十八年七月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準看護		基準給食		基準寝具		採用点数表	承認年月日	備考
		承認番号	対象	承認番号	対象	承認番号	対象			
医療法人仁厚会 倉吉市山根 倉吉市山根 倉吉市山根 倉吉市山根 倉吉市山根 倉吉市山根	倉吉市山根	第九号（看）	精神三病棟 二〇〇床	第三号（食）	精神三病棟 二〇〇床	第二四号（寝）	精神三病棟 二〇〇床	甲表	昭三九、三、一	

鳥取県告示第二百三十一号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十八年十月から十二月まで

に実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(十月分)

肥料の名称	保証、票 添付者	検査点数	うち不合格点数	備考
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
過りん酸石灰	帝國化工株式会社	三	〇	
第一種複合肥料	宇部興産株式会社	三	〇	
	住友化学工業株式会社	九	〇	
	株式会社多木製肥所	一	〇	
	日産化学工業株式会社	一	〇	
	日之出化学工業株式会社	二	〇	
	日物有機化成株式会社	三	〇	
	日東化学工業株式会社	三	〇	
	日東硫曹株式会社	六	〇	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	一	〇	
	熊沢製油株式会社	一	〇	
なたね油かす粉末		三	〇	
(十一月、十二月)		一	〇	
		五	〇	
		三	〇	

硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
第一種複合肥料	鳥取県経済農業協同組合連合会	一	〇	
"	神島化学工業株式会社	一	〇	
"	新日本窒素肥料株式会社	三	〇	
"	東郷農業協同組合	三	〇	
魚荒かす粉末	倉谷 久	九	〇	

鳥取県告示第二百三十二号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年一月から二月までに実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一、二月分)

肥料の名称	保証、票 添付者	検査点数	うち不合格点数	備考
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
過りん酸石灰	株式会社多木製肥所	三	〇	
"	西武化学工業株式会社	三	〇	
塩化加里	東食株式会社	三	〇	

第一種複合肥料 鳥取県経済農業協同組合連合会
 " 大栄町農業協同組合
 " 倉吉市農業協同組合
 カボック油かす粉末 加藤製油株式会社
 魚荒かす粉末 倉谷 久

三六
 六
 三
 三
 一〇
 〇
 〇
 〇
 〇

鳥取県告示第二百三十三号

漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第二条第一項の規定による田後漁業協同組合の整備計画樹立のための指定日は、昭和三十八年十二月三十一日とする。

昭和三十九年四月十四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十号
 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

整肢学園	主係	任長	"	"	を
整肢学園	事務長	主任	"	"	を
農産物北九州あつ旋所	所長	"	"	"	を
北九州事務所	本所長	長	"	"	を
日野川工業用水道建設事務所	所長	庶務係長	"	"	を
西部建設事務所	所長				を

改め、同表の注の一中「農産物北九州あつ旋所所長」を「北九州事務所所長」に改める。
 別表第八中

整肢学園	婦長	看護婦	准看護婦	を
整肢学園	婦長	看護婦	准看護婦	を
整肢学園	婦長	看護婦	准看護婦	を

00301

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

四級	本庁の予防課長、保健所長及び衛生研究所長	四級	本庁の予防課長、中央病院及び厚生病院の副医長、保健所長、職員診療所長並びに衛生研究所長
五級	中央病院、厚生病院、整形外科、保健所及び職員診療所の医師	五級	中央病院、厚生病院、整形外科及び保健所の医師

と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

(第3種郵便物) 認

00301

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和39年4月14日 鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 学科試験
 - 日時 昭和39年5月25日 午前9時
 - 場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験
 - 日時 昭和39年6月15日 午前9時
 - 場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の1から(4)までの一に該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設に

において、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1

年以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者
- (4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

00302

4. 出願方法

- (1) 願書の提出期間
昭和39年5月1日から昭和39年5月15日まで
(郵送のものについては、昭和39年5月15日の消印のあるものまで有効とする。)
- (2) 願書の提出先
ア 県内居住者は、所在地を管轄する保健所
イ 県外居住者は、鳥取市東町鳥取県厚生部衛生課
- (3) 提出書類
ア 受験願書(別記様式によること。)
イ 履歴書(最終学歴養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)
ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
エ 実地習練を終了したことを証する書面
オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
カ 写真(出願前6月以内に撮影した名刺判、脱帽正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

- (4) 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類を替えて、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

5. 試験手数料

- (1) 試験手数料 500円
- (2) 5の(1)の手数料は、500円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはりつけ納付すること。(この収入証紙に消印を押しなさいこと。)

6. 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
ア 受験通知書、昼食及び上ばき
イ 理容師試験を受ける者

00303

- 白衣及び調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品等
ウ 美容師試験を受ける者
白衣及びコールドパーマネントウエアー等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品
- 7 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、美容のモデルは、なるべく年令18才から30才までの者で髪に著しい癖のない者であること。
- 8 その他

- (1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明の点がある場合は、保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会には10円切手を同封すること。

別記様式(B列5判)

理容師(美容師) 受験願書

収入証紙はりつけ欄

本籍 住所 (番地及び○○方も記入すること。)

(ふりがなをつける) 氏名 年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師(美容師)試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします

鳥取県知事 石破二期股 昭和 年 月 日 氏 名 印

(注) 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地試験」と朱書すること。

出 給

昭和三十九年三月三十一日付の鳥取県規則第二十五号
中次の範囲に属するものについては、

四	上	一	四
薬の	使用	と	有
使用	土	有	料
金	表	の	六
及	び	七	中
有	料	金	表
の	六	及	び
七	中		